

## 第2回軽井沢町住宅対策審議会 会議録

1. 開催日時 令和6年3月18日（月） 10:00～10:30
2. 開催場所 第8会議室
3. 出席者 委員：小林天馬、土屋和子、長谷川繁幸、金山則子、太田倉雄  
江口透、米澤美津子（敬称省略）  
事務局：児玉香織、遠藤寛士、渡邊恒星（敬称省略）
4. 議題
  - (1) 浴槽の設置について
  - (2) 公営住宅長寿命化計画について
  - (3) 町営住宅への子育て世帯の入居資格等の見直しについて
  - (4) その他
5. 傍聴人数 0名（定員3名）
6. 議事内容

（開会）

### 【事務局】

本日は、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより第2回軽井沢町住宅対策審議会を開催いたします。

初めに土屋町長よりあいさつを申し上げます。

（町長あいさつ）

### 【町長】

平素より、住宅対策審議会の委員の皆さまには町政全般にわたり、格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度の町営住宅の維持管理事業としましては、公営住宅長寿命化計画に基づき、鳥ヶ坂団地の外壁・屋根などの塗装他改修工事を行いました。

また、現在、令和元年度に策定した公営住宅長寿命化計画の見直しを行っております。

す。

本日の議事は、「浴槽設置について」、「公営住宅長寿命化計画の見直しについて」の報告と、国より子育て世帯の入居収入基準額の引き上げ及び優先入居できる子どもの年齢引き上げについて基準が示されましたので、「町営住宅への子育て世帯の入居資格等の見直しについて」を諮問いたします。

町といたしましては、第6次軽井沢町長期振興計画に掲げる少子化を乗り越えるまちの実現に向け、取り組んで参りたいと考えております。委員の皆さまには、ご忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、事務局よりご説明させていただきますので、委員の皆さまの慎重な審議をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくようお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

ここで町長は他の公務がありますので、退席させていただきます。委員の皆さまご了承くださいたいと思います。

(会長あいさつ)

**【事務局】**

続きまして、次第の「3. 会長あいさつ」でございますが、本日、A会長が体調不良により欠席されております。

A会長の欠席に伴い、軽井沢町住宅対策審議会条例第5条第3項にある「副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。」に基づきまして、B副会長に会長の代理をお願いしたいと思います。

それでは、B副会長よろしくようお願いいたします。

前の方へご移動をお願いいたします。

**【B副会長】**

A会長が欠席されたため、会長の代理をさせていただきます。

不慣れな点もあるかと思いますが、委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

本日の審議会は、前回の審議会において審議した町営住宅への浴槽の設置についてなどが議題となります。事務局より説明をいただき、委員の皆さまの忌憚のないご意

見をいただきながら進めていきたいと存じますので、どうか本日よろしく願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。それではB副会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**【B副会長】**

はい。それではまず、事務局より出席者の報告をお願いいたします。

**【事務局】**

本日の審議会は、委員9名中7名の出席であります。委員9名の過半数が出席していることから、軽井沢町住宅対策審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

**【B副会長】**

ありがとうございました。それではお手元の次第により、進めてまいりたいと思います。

#### (1) 浴槽の設置について

これから議事に移ります。

議事事項の(1)浴槽の設置について事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

着座にて説明をさせていただきます。

浴槽の設置についてご説明させていただきます。

第1回住宅対策審議会におきまして、審議いただき、承認いただきました浴槽の設置につきまして、今議会3月会議にて、予算の議決を賜りましたら、令和6年度より順次、浴槽の設置工事を進めてまいります。工事戸数については、退去の状況にもよりますが、年間10戸程度を予定しております。

また、既に入居者の負担において浴槽を設置していただいている方においては、設置時期が異なることや町による買い取りが難しいことから、入居者が退去されるときに対応方法等を話し合い、撤去費用がかからないよう進めてまいりたいと考えております。

なお、現状ですが、浴槽が設置されている住宅と設置されていない住宅とでは、家賃に差が出るようになっております。

以上、説明とさせていただきます。

**【B副会長】**

ありがとうございました。

前回の審議会でも、入居者で設置した浴槽の撤去や家賃など議論しまして、事務局から説明がありましたが何か質問ありますでしょうか。

**【C委員】**

はい。

**【B副会長】**

C委員どうぞ。

**【C委員】**

浴槽の設置について、どのように設置を進めていくかは決まっていますか。

**【事務局】**

給湯器のついている浴槽を設置していきます。段差などについては、修繕で対応していくことを考えております。

**【C委員】**

住んでいる入居者が退去し、新しい入居者が入ってきたときの浴槽設置はどのように対応するのでしょうか。

**【事務局】**

入居したときに状況を見ていただき、悪いようであれば、町で交換の対応をするよう考えております。

**【B副会長】**

C委員よろしいでしょうか。

**【C委員】**

はい。

**【B副会長】**

他にご質問よろしいでしょうか。

**【D委員】**

1戸あたりの設置にかかる費用や撤去費用は、どのくらいで考えていますか。

**【事務局】**

浴槽の設置は、1戸あたり100万円程度、撤去費用は2万円と考えております。

**【B副会長】**

他にございますでしょうか。

**【C委員】**

浴槽を設置した場合、家賃はどのくらい上がるのでしょうか。

**【事務局】**

収入にもよりますが、数百円程度上がることを想定しています。収入が多く家賃が高ければ、それよりも多く負担していただくこともあります。一番安い家賃であれば数百円程度であり、入居者に負担がかからない範囲でできると考えています。

**【B副会長】**

よろしいでしょうか。

特にないようですので、次に（2）公営住宅長寿命化計画について事務局より説明をお願いいたします。

（2）公営住宅長寿命化計画について

**【事務局】**

続きまして、（2）公営住宅長寿命化計画についてです。

現在、令和元年度に策定しました公営住宅長寿命化計画の見直しを行っています。

まだ、完了を迎えていないため、参考資料はございませんが、見直ししている内容について簡単にご説明します。

現在の長寿命化計画につきましては、屋根・外壁の塗装を主として行い今ある住宅の維持管理をしております。

現行の計画を踏襲する形としますが、業者による現況の町営住宅の劣化調査を行いましたので、その結果を踏まえ計画を見直ししています。

調査結果により、屋根・外壁の塗装だけでは、維持管理することができない場合があるため、住宅に困窮する低額所得者の住宅確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

業務が完了次第、委員の皆さまに配布を予定ですので、よろしく申し上げます。

説明は以上となります。

資料に関しては、今月末が完了日となっていますので、できましたら郵送にて配布させていただきます。

**【B副会長】**

ここまでで質問は、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして（3）町営住宅への子育て世帯の入居資格等の見直しについて事務局より説明をお願いいたします。

**（3）町営住宅への子育て世帯の入居資格等の見直しについて**

**【事務局】**

（3）町営住宅への子育て世帯の入居資格等の見直しについてです。

昨年12月に国から発出されました「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」におきまして、子育て世帯の入居収入基準額の引き上げ、及び優先入居できる子どもの年齢の引き上げが示されました。

現在、当町の条例では、入居者の資格において、入居収入基準額が214,000円と規定しておりますが、これを259,000円とすることでより多くの子育て世帯の応募・入居につながると考えられます。

また、入居者の選考におきましては、優先入居できる子どもの年齢が中学校卒業までと規定しておりますが、現下の高校進学等の状況を踏まえまして、子どもの年齢を高校卒業まで引き上げることにより、先ほどの町長のあいさつにもありましたとおり、長期振興計画に掲げております安心して子どもを産み育てられる環境をつくるための目標達成につながるものと考えておりますので、審議の程よろしく申し上げます。

説明は以上となります。

**【B副会長】**

それでは、質疑に移りたいと思います。

ただいまの説明について、意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

**【事務局】**

補足させていただきます。

昨年12月に国から発出されましたが、発出時に近隣の市町村へ確認した際には、見直しをしないというような声がほとんどでしたが、子育てにはお金がかかりますので、若い方たちにとって軽井沢町が住みやすくなるようにと考えまして、収入額等を見直しさせていただき、少しでも住みやすくできればということで、今回諮問させていただきました。

これで皆様から了承いただければ、来年度中には条例改正して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【B副会長】**

委員の皆さまご意見等はよろしいでしょうか。

特にないようですので、町営住宅への子育て世帯の入居資格等の見直しについて承認ということで答申いたします。

次に（４）その他について事務局より何かございますでしょうか。

（４）その他について

**【事務局】**

事務局からは特にありません。

**【B副会長】**

委員の皆さま、議事事項によらず、全般的に何かご意見等はございますか。

**【E委員】**

お礼を言いたいのですが、矢ヶ崎団地に入居している高齢者の方が手すりを付けていただき、感謝の気持ちを伝えたいとの話が私のところがありました。すごく丈夫でしっかりしていて安心しましたとおっしゃっていました。

**【B副会長】**

他にありますか。

**【C委員】**

お礼というかなんというか、うちの区の自主的な作業ですけれども、まず浅間台の場合は公営住宅がかなり多く、今回の2月3月の除雪について、一人暮らしのお年寄りあるいは子供、母子世帯もかなり多く、区で除雪をしていますけれども、駐車場などがないため、なかなか除雪がうまくいかないということで、一般的には区の中すべ

て町から借りている除雪機をフル回転させておりますけれども、雪をかくと 30 センチ 40 センチたまりにたまって、多いとこで 50 センチもあるところもありました。

機械で、雪をかいていますが、中には公共的に除雪をしている際、家の前に雪を寄せ付けられてしまい困っている、明日車を出たいため除雪に来いという事例が違う区であったそうです。

そこまではなかなかできないのかなと。本来なら公営住宅の間も一般的にはかかなくていいですが、お年寄りが多いもんですから、便宜上かいていますが、それを基準にして、あそこの区はこうやっているけれど、うちの区はなぜやらないのか等のヤキモチ的なことが多いようです。西地区 7 地区の区長等が集まった際にそのような話が出ましたが、その区のやり方でやって当たり前だと思われても困りますし、やらなきゃやらないで言われることもあり、除雪ですので、どうしても端に雪を寄せなければならず、出たり入ったりするところは溜まるのが当たり前ですが、それが面白くないって人がいることやかかればかかないで町に文句を言う人もいるみたいですが、おかげさまで除雪については、個人的にでも何にしても区の方、私の方にはお礼の電話をいただきました。

また、これからも町営住宅の除雪をできる人がいないため、引き続き機会がありますので、そこはかいてあげようかなとそんなところですよ。

**【事務局】**

駐車場に関しては県に確認し、進めていきたいと思っておりますのでもう少しお待ちいただければと思います。

**【C 委員】**

浅間台区の中や公営住宅、幹線の道路整備、舗装工事の際に路上駐車が多いことから、町で一時的にはここに止めておいてくださいという場所があれば、良いかと思えます。県営住宅があったところを駐車場としてお借りできれば良いと思えます。

**【事務局】**

はい、承知しました。

**【B 副会長】**

ありがとうございました。

他にご質問よろしいでしょうか。

**【F 委員】**



Wi-Fi の関係でよろしいでしょうか。前回の審議会の際にインターネットの契約が戸建てタイプだと高いので、マンションタイプの利用をしたいというご要望が一部あったということで私の方でやりとりさせていただきました。通信会社に確認したところ管理者の権限によるとの回答がありましたので、Wi-Fi に関する検討状況をお伺いさせていただきます。

**【事務局】**

前回の審議会の際に、G委員からお子さんたちが学校から持って帰ってきたタブレット等がWi-Fi に繋がらないというようなお話がありましたが、各家庭にWi-Fi 環境がないお子さんには、教育委員会から携帯用のWi-Fi 機器を貸与していることを確認しました。その通信料も教育委員会で負担しています。

ですので、町営住宅には町で設置はしないということで考えております。

もし、町で設置すると家賃を上げることとなります。住戸改善ということがかかった費用によりますが、計算すれば今みたいに数百円とかになるとは思います。使わない方も負担しなければならないこととなります。そうすると使わない方から不公平ではないかという声も出てくるとは思いますので、お子さんたちに関しては、学校で用意ができるので、それ以外に使いたい方はご自身で設置していただくことが一番いいのではないかと考えています。

**【B副会長】**

ありがとうございます。

よろしいですか。

**【F委員】**

はい。

**【B副会長】**

他にご質問ありますでしょうか。

**【B副会長】**

ないようですので、会議の進行を事務局へお返しいたします。

委員の皆さま、本日どうもありがとうございました。

(閉会)

**【事務局】**

町営住宅への子育て世帯の入居資格等の見直しにつきまして、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。皆さまにご承認いただけたということで来年度10月1日には施行できるような形で事務局の方で準備を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第2回軽井沢町住宅対策審議会を終了させていただきます。  
本日は、ありがとうございました。